

定期監査指摘事項

監査対象機関名	人事財政課地域戦略室
監査実施年月日	平成 30 年 7 月 13 日（金）
監査の結果	措置の状況
<p><b>随意契約の公表について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務規則第 75 条の 3 において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約を行う際は、契約の発注見通しを公表することになっているが、その旨が実施されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に該当する契約の発注見通しを総務課において取りまとめて公表しているところです。年度途中において発生した契約についても随時公表するよう徹底致します。</li> </ul>
<p><b>村制 60 周年記念のぼり作成業務の随意契約について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起案用紙に記載した契約金額を修正液で修正している。二重線で取消し、訂正印を押す等の処理を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の点について徹底致します。</li> </ul>
<p><b>広報紙作成業務の随意契約について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4 月当初から業務を行うのであれば、物理的に契約手続きに無理があるので、前年度で債務負担行為として計上するか、長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）を行ってみてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期継続契約の締結について検討します。</li> </ul>
<p><b>ホームページ作成管理業務について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村にインターネットを利用してホームページを閲覧できる住民がどの程度いるのか、実態を調査してみてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度実施予定の住民意識調査（アンケート）を活用して実態調査を行います。</li> </ul>

監査対象機関名	施設整備課	
監査実施年月日	平成 30 年 9 月 14 日 (金)	
	監査の結果	措置の状況
	<p><b>村道堂辻雀坂線路肩補修工事の随意契約について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度における村道堂辻雀坂線路肩補修工事において、設計変更の決裁が取られていない。入札の場合と随意契約の場合で事務処理の方法を統一すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更契約を行う際、先ず設計変更（内容）について決裁をとり、契約締結を決裁するよう業務改善します。（決裁は全体の設計金額まで）</li> </ul>
	<p><b>村道水分延命寺線排水整備工事の随意契約について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度における村道水分延命寺線排水整備工事において、契約の前に業者が作成した見積もりの数量と単価を村が確認した書類が残されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村職員と業者間で数量・単価等を確認するような書類（数量計算表・図面等）を作成し、根拠とするよう改善に努めます。</li> </ul>
	<p><b>台風災害復旧関係について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度の台風災害復旧関係の書類が整理されていない。目録を作成する等、適切な文書管理に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簿冊内容件名簿等で目録を作成し、整理します。</li> </ul>

行政監査指摘事項

監査対象機関名	人事財政課地域戦略室
監査実施年月日	平成 30 年 7 月 13 日 (金)
監査の結果	措置の状況
<p><b>既存建築物耐震診断補助金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度に提出された補助金交付申請書について、申請日の記載が抜けているものが見られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書による記載と受付時の確認を徹底します。</li> </ul>
<p><b>地域公共交通調査事業補助金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付要綱第 6 条第 1 項に、補助金交付の条件について 4 つの条件が定められているが、交付決定通知の様式に書かれている交付条件は 10 個となっている。第 6 条第 2 項により、交付条件を付することは可能であるが、その場合は決裁文書にその旨を記載すること。</li> <li>決算書に、監査を実施した者の記載が無く、内訳や領収書の添付がされていない。</li> <li>補助金の交付について、概算払いを実施しているが、概算払い制度を利用した請求になっていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付要綱については指摘後の平成 30 年 8 月 13 日付で改正を行いました。</li> <li>決算書について、地域公共交通協議会会計の取扱いを検討した結果、平成 30 年度から地域公共交通事業に関する事業費は全て一般会計にて計上することとしました。</li> <li>今後は補助金交付規則に基づいた概算払い制度の運用に努めて参ります。</li> </ul>

監査対象機関名	観光・産業振興課		
監査実施年月日	平成30年7月20日(金)、27日(金) 8月10日(金)、24日(金)		
	監査の結果	措置の状況	
	<b>青年就農給付金の交付について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>要綱第12条に支給確定の取消しの規定があるが様式が制定されていない。また、要綱内に文言の誤り等があるため整備すること。</li> <li>要綱第10条に基づき現地状況を確認したのであれば、確認した書類を作成すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱に支給確定取消しの様式を制定致します。</li> <li>今後、現地状況を確認した際は、チェックリストに現地確認した写真(役場職員が撮影した写真)を添付します。</li> </ul>	
	<b>下赤阪棚田の会補助金の交付について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>棚田地域保全地区(コミュニティ)協定書について、地区組織の構成員名簿に死亡者や転出者の氏名があった。訂正・修正をすること。</li> <li>財産管理台帳が作成されておらず、草刈機や農作業機材等資産の耐用年数を把握していない。適切な管理を行うために財産管理台帳を整備すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員名簿の修正を行いました。</li> <li>耐用年数を把握のうえ適正な管理を行うため、下赤阪棚田の会に、備品台帳を作成して頂きました。今後とも備品の管理を徹底していくよう指導していきます。</li> </ul>	
	<b>金剛山の里棚田夢灯り&amp;収穫事業補助金の交付について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業を平成28年11月12日実施し完了しているが、要綱に規定された提出期限内に実績報告の提出がなく年度末に近い日に提出されている。要綱に基づいた期限内に提出させること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱には、「補助事業の完了した日の翌日から起算して20日以内に村長に提出しなければならない」となっているため、金剛山の里棚田夢灯り&amp;収穫祭実行委員会には期限内に提出することを指導し、今年度実施分についても事業完了後速やかに実績報告書の提出を求めます。</li> </ul>	
	<b>農業協同組合営農指導補助金の交付について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績報告に対して補助金確定等の審査結果が補助事業者へ通知されていない。</li> <li>着手届を提出させているが、規則・要綱に規定が無い。一方、規則に規定されている領収書等の添付が無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、補助金確定等の審査結果については、通知書等で必ず補助事業者に通知することを徹底致します。</li> <li>今後は着手届の提出は求めない。また、規則・要綱に規定する領収書の添付を求め、添付がない場合は添付するよう指導を行います。</li> </ul>	

<p><b>農業経営基盤強化資金利子助成金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要綱について、村が申請者に助成するための規定であるのに、村が府から助成を受ける手続きを規定してあったり、様式についても府の様式のまま規定している。要綱の見直しを行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村が助成の手続きする必要がなくなったため、要綱を廃止致します。</li> </ul>
<p><b>環境保全型農業直接支援対策事業補助金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要綱について、補助金の交付の時期を規定する条文が確定通知後又は補助金交付決定時となっている。補助金交付決定時に交付するのは概算払いとなるので、概算払いの規定を設けるべき。</li> <li>様式においても申請者が記入すべきではない項目があったり、請求書の様式では規定のない概算払いに使用する請求様式になっており条文と合っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概算払いの規定を設けます。</li> <li>条文と整合するよう改正致します。</li> </ul>
<p><b>森林整備地域活動計画作成補助金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害が起こらないよう健全な山づくり・森づくりのため、森林の状態を調査し、それに対して補助金を出しているが、補助事業者からの報告は人件費としか記載されていない。人件費だけでなく資料作成用紙代などの事務費も発生しているのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者からの実績報告に人件費として記載されているが、平成 30 年 9 月 28 日事業者に確認したところ、森林所有者との契約書や同意書のやり取りのための郵送料など事務費も発生しているとのことで、書類の記載方法について各事業者に指導を行いました。</li> <li>平成 29 年度実績報告では「人件費」、「郵送料」といった形で記載されており、今後は補助対象経費について、補助事業者に十分に説明していきます。</li> </ul>
<p><b>村観光協会補助金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会補助金に関する書類が整理されていない。村で保管する書類と観光協会の事務局として保管する書類は分けて整理し、年度、用途別で保管すること。また、観光協会で作成する書類に村の起案用紙が使われている。</li> <li>平成 27 年度、平成 28 年度において、観光協会からの実績報告書が提出されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村で保管する書類と観光協会事務局として保管する書類の整理は本年度書類については整理を行いました。過年度書類については整理を順次してまいります。また、観光協会で作成する書類は本年度から全て観光協会の起案用紙で決裁を行っております。</li> <li>平成 27 年度及び平成 28 年度の観光協会実</li> </ul>

<p>い。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南河内の観光事業として、そば収穫祭のイベントを実施しているが、イベントの開催を知らない村民が多いように思われる。村として広報紙に掲載する等の周知を行ってみてはどうか。また観光協会にはもう少し広報活動に力を入れるように依頼してみてもどうか。</li> </ul>	<p>績報告書については、観光協会に提出するよう指示いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥河内事業として実施している「そば収穫祭等」各種イベントについては、広報紙や村ホームページで周知を図ってまいります。なお、観光協会としてイベントにおける広報活動については、SNS等を活用し観光客増加に向けた取組がなされるよう、依頼いたします。</li> </ul>
<p><b>道の駅管理運営助成金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書は提出されているが、実績報告書が提出されていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書については、本業務受託者の千早赤阪楠公史跡保存会に提出するよう指示いたします。</li> </ul>
<p><b>金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業交付金の交付について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者から交付決定額 54,200,000 円の概算払請求書が提出され、交付決定金額の全額が支出されている。概算払いを審査する上で経費の支出時期を確認する必要があるが、その資料がなく、概算払いの必要性及び資金需要の時期の確認ができていない。結果として、補助事業者に概算払いした交付金の約 9 割の金額が約 8 ヶ月間使用されずに残っている。概算払いは支出の例外適用であるので、規則及び要綱に基づき、概算払いの必要性や金額の根拠を確認する等、十分な審査ができるよう検討されたい。</li> <li>・補助事業者から提出されている平成 28 年度の実績報告書に、支出した経費に係る領収書、納品書及び納品された現物を確認した検収者の氏名の記された書類の提出のないものがある。また、工事関係については、補助事業者の完了検査書及び職員が立会いた報告書の作成がなされていない等、書類審査において債務の確認審査が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後各種補助金の概算払いを行う際は、その概算払いの必要性や金額の根拠を確認するといった審査を行います。</li> <li>・提出がない書類については、精査し、団体に改めて提出を求めます。また、工事関係の補助事業者の完了検査書及び職員が立会いた報告書の作成については、当時の職員から事情を聞き、報告書の作成を行います。</li> </ul>

随時監査助言事項

監査対象機関名	施設整備課
監査実施年月日	平成 30 年 9 月 20 日 (金)
監査の結果	措置の状況
<p><b>随時監査助言事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年以降料金改正をしておらず、もし基準内繰出しに抑えた際にいくらの料金改正を行えば採算が取れるのかという試算がなされていない。合併浄化槽と公共下水道の整備の費用を比較し、費用対効果を考えながら料金を検討してみてもどうか。</li> <li>今後の収支計画において、基礎になっているデータとの結びつきが見えないため、今後の数値の変更に伴うデータの改正が困難になる。今後の変化を把握できるデータにしたほうが良いのではないか。</li> <li>ストックマネジメント実施方針に管の更新による不明水への対策を盛り込んでみてはどうか。</li> </ul> <p>上記助言を参考に再度資料を作成された後、監査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度中に事業の見直しについて、課内で検討を予定しています。また、来年度「下水道経営戦略」策定に向けた資料の整理なども行う予定にしています。</li> <li>来年度、南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会において、ストックマネジメント計画の策定を予定しています。また、本年度不明水調査の実施を検討しています。</li> </ul>